

平成 27 年 6 月 5 日

安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業に係る 環境影響評価手続の状況等について

1 根 拠

千葉県環境影響評価条例（平成 10 年 6 月 19 日 条例第 26 号）

2 事業概要

- (1) 事業者の名称： 安房郡市広域市町村圏事務組合
- (2) 対象事業の種類の詳細： 廃棄物焼却施設又は廃棄物熔融施設の設置
- (3) 対象事業実施区域の位置： 南房総市千倉町大貫字菅田 1 1 5 0 番 3 ほか
- (4) 対象事業の規模： 処理能力 1 6 8 トン／日

3 環境影響を受ける範囲と認められる地域

南房総市、館山市

4 事業計画概要書

送付： 平成 26 年 11 月 28 日（金）

公告： 平成 26 年 12 月 19 日（金）

縦覧： 平成 26 年 12 月 19 日（金）～平成 27 年 1 月 26 日（月）

5 環境影響評価方法書

送付： 平成 27 年 1 月 9 日（金）

公告： 平成 27 年 1 月 27 日（火）

縦覧： 平成 27 年 1 月 27 日（火）～ 2 月 25 日（水）

方法書説明会 : 平成 27 年 2 月 11 日（水） <南房総市、館山市>

住民等意見提出期限 : 平成 27 年 3 月 12 日（木） ⇒意見書提出：計 13 通

市長意見提出期限 : 平成 27 年 3 月 27 日（金） ⇒意見なし

知事意見提出期限 : 平成 27 年 6 月 10 日（水）

6 千葉県環境影響評価委員会に係る審議（方法書）

- (1) 諮問、審議、現地調査 : 平成 27 年 2 月 20 日（金）
- (2) 審議 : 平成 27 年 3 月 20 日（金）
- (3) 審議 : 平成 27 年 4 月 17 日（金）
- (4) 答申案審議 : 平成 27 年 6 月 5 日（金）